

令和4年第8回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和4年11月29日若狭町議会第8回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレア文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第65号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第66号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ

いて

- 日程第 5 議案第 67 号 工事請負変更契約の締結について（令和 4 年度上中地区告知放送端末整備工事）
- 日程第 6 議案第 68 号 令和 4 年度若狭町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 7 議案第 69 号 若狭町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 70 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 71 号 若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 72 号 若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 73 号 若狭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 74 号 令和 4 年度若狭町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 13 議案第 75 号 令和 4 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 76 号 令和 4 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 77 号 令和 4 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 78 号 令和 4 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 79 号 令和 4 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 80 号 令和 4 年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 81 号 令和 4 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 82 号 若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 83 号 嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 84 号 若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について

(午前 9時24分 開会)

○議長（今井富雄君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました令和4年第8回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席いただきましたことを心よりお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます案件につきましては、条例の制定と一部改正のほか、工事請負変更契約の締結、令和4年度各会計の補正予算、指定管理者の指定が主なものであります。

慎重な御審議と円滑な議会運営に御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

さて、今年も、はや師走を迎える時期となりました。1年を通じて、全国各地で多発する災害の発生や不安定な気候による事象が続いておりますが、これからは寒冷な天候となる時期を迎えることとなります。

議員、また、理事者各位におかれましては、御自身の健康から、まずは十分に御留意いただき、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和4年第8回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに、令和4年第8回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

月日がたつのは早いもので、あさってからは師走、今年最後の月を迎えることとなります。

12月3日には、三方湖の冬の風物詩である「たたき網漁」の初漁が行われる予定で、いよいよ冬の訪れを感じております。

さて、国では、事業規模71.6兆円の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症の長期化、物価高騰、円安の進行により、住民生活や経済活動に甚大な影響が生じている現状を打破するための施策が盛り込まれたところであります。

町におきましても、物価高による町民の生活支援と地域の活性化を図るため、町民1人1万円分の「わかさハッピー商品券」を配布する「物価高騰生活支援事業」に着手し、今月18日から、全庁的に職員を動員し、順次、各集落へ配布をさせていただいております。

来月12月から翌1月末までの2か月間、町内およそ230店舗で御利用いただけますので、ぜひ有効に御活用していただきたいと思っております。

また、本日上程いたします補正予算には、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による社会全体のデジタル化を促進するための基盤となるマイナンバーカードを全ての町民が取得することを目指すための施策なども御提案させていただいております。

今後も、国の動向を注視しつつ、町民の皆様の安全・安心と地域経済の活性化に向けて、全力で取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的にも新規感染者数が増加傾向にあり、専門家の間では、「第8波」が始まったとする見解が示されております。

これからの年末年始に向け、季節性インフルエンザとのダブル流行を警戒しながら、社会活動・経済活動を両立させていくためには、オミクロン株に対応したワクチン接種を推進していく必要があります。

感染拡大の防止や感染した際の重症化を抑制するためにも、町民の皆様におかれましても積極的に接種を受けていただきますようお願いいたします。

さて、本定例会に提案いたします案件は、条例関係が7件、工事請負変更契約が1件、令和4年度若狭町一般会計補正予算や特別会計、企業会計の補正予算が9件など、計20議案をお願いしております。

議員の皆様には、十分に御審議いただき、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番、松本孝雄君、1番、谷川暢一君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（今井富雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、令和4年度9月分の結果報告書がお手元に配付のとおり、報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 議案第65号・日程第4 議案第66号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第3、議案第65号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び日程第4、議案第66号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第65号及び議案第66号の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第65号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」並びに議案第66号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これらは、令和4年8月8日出された人事院勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、また、一般職の職員の勤勉手当の支給割合及び給与表を改定するため、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

以上、2議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第65号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第65号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第66号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第67号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第5、議案第67号「工事請負変更契約の締結について（令和4年度上中地区告知放送端末整備工事）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第67号「工事請負変更契約の締結について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第67号につきましては、令和4年6月8日に契約しております令和4年度上中地区告知放送端末整備工事に関しまして、変更契約を締結したく、「地方自治法」第96条第1項第5号、及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案第67号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第67号「工事請負変更契約の締結について（令和4年度上中地区告知放送端末整備工事）」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第68号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第6、議案第68号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第68号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算につきましては、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による社会全体のデジタル化を促進するための基盤となるマイナンバーカードを全ての町民が取得することを目指すための施策を盛り込んだものであります。

補正予算の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,957万4,000円を追加し、予算の総額を121億1,950万4,000円とするものであります。

歳出は、総務費で、住民基本台帳ネットワークシステム事業に7,957万4,000円を計上いたしました。

歳入では、地方交付税が7,600万円の増額、国庫支出金が357万4,000円の増額となっております。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案第68号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

本予算案は、国から支給されるお金を使って、町内で使える5,000円の商品券を作り、この商品券を今年度末時点でマイナンバーカードを所有している町民にだけ配布するというものであります。

マイナンバーカードの交付は2016年1月にスタートしましたが、普及はあまり進んでいませんでした。

2018年、内閣府は世論調査を行い、マイナンバーカードを取得しない理由を尋ねました。その結果、58%の人が必要性を感じられない、42%の人が身分証明書はほかにある、27%の人が個人情報の漏洩が心配、25%の人が紛失や盗難が心配、こういうことをごさいました。

政府は、健康保険証や運転免許証をマイナンバーカードに置き換える方針を打ち出してあります。そうすれば、いや応なしに必要性が生じます。

一方で、個人の様々な情報がひもづけされた、いわゆるビッグデータの保護については十分な検討がされておられません。力づくではマイナンバーカードの取得は進みません。そこで、ポイントというプレミアムをつけてのカード普及も行われるようになりました。

その結果、昨今では急速に普及が進み、全国の普及率は6月末に45.3%、10月末には51.1%に上昇しています。普及率が高い自治体では商品券をつけているそうです。今回、その手法を取り入れたのが本予算案であります。

国民の不安や危惧にきちんと答えるのではなく、あめとむちで国民を追いかける、これは民主主義ではありません。商品券をつければ、マイナンバーカードの取得が進むとはいうものの、商品券というあめ玉政策を採用している自治体は、現在のところ、多数派にはなっておりません。

現在のマイナンバーカードの運用には、メリット、デメリットがあります。それをどう考えるかは人それぞれです。マイナンバーカードを作るかどうか、それはあめやむちによってではなく、本人の純粋な意思によって決められるべきであると思います。

以上、本案、反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第68号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」、本案は、原案のと

おり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（今井富雄君）

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第69号から日程第11 議案第73号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第7、議案第69号「若狭町職員の定年等に関する条例の一部改正について」から日程第11、議案第73号「若狭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」までの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第69号から議案第73号までの5議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第69号「若狭町職員の定年等に関する条例の一部改正について」であります。本案は、地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制などを導入するほか、所要の改正及び規定の整備を行うため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第70号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」であります。本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年引上げ等に係る関係条例の整備等を行うため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第71号「若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」であります。本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、国会議員の選挙における選挙運動費用の公費負担額について、一部費用の限度額の引上げが行われたことから、町議会議員及び町長の選挙運動の公費負担額についても同様の改定を行うため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第72号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について」であります。本案は、コロナ禍の影響による会員数の低迷並びに人件費、光熱水費等の高騰により、施設運営費が増加する中、サービスの維持及び向上を図ることを目的として、利用料金を改定したいため、条例の改正が必要となるため、この案を提出す

るものであります。

次に、議案第73号「若狭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」でありますが、本案は、令和5年4月1日から、農業集落排水処理事業、漁業集落排水処理事業、公共下水道事業を統合し、若狭町下水道事業として地方公営企業法に基づく企業会計を適用するため、この案を提出するものであります。

以上、5議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の5議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております5議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております5議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第12 議案第74号から日程第19 議案第81号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第12、議案第74号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」から日程第19、議案第81号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」までの8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第74号から議案第81号までの8議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第74号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」であります、

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,124万2,000円を追加し、予算総額を121億8,074万6,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金が2,145万9,000円の増額、県支出金が1,439万9,000円の増額、町債が1億9,240万円の増額のほか、財政調整基金からの繰入額を1億7,100万円減額する内容などとなっております。

歳出につきましては、まず、人件費につきましては、人事異動による職員の配置及び人事院勧告に基づく給与等の改正による調整により、一般会計全体の人件費で230万6,000円の減額となります。

人件費以外の歳出の主なものにつきましては、総務費では、施設管理事業に400万円、DX推進事業に37万7,000円など、民生費では、パレア若狭管理事業に1,108万5,000円、保育所総務管理事業に151万6,000円、広域入所委託事業に164万6,000円など、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に304万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に1,091万8,000円、海岸漂着物回収処理事業に180万6,000円など、農林水産業費では、農地集積集約化対策事業に488万円、多面的機能支払交付金事業に679万1,000円、土地改良事業費に232万1,000円など、商工費では、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業に307万5,000円、土木費では、土木管理事業に150万円など、教育費では、小学校管理費に174万円、若狭町伝統文化コロナ禍支援事業に200万円などを計上しております。

次に、議案第75号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ211万4,000円を追加し、予算の総額を18億162万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税が298万8,000円の増額、県支出金が110万円の増額、繰入金が197万4,000円の減額となっております。

歳出につきましては、保健事業費に26万8,000円の増額、諸支出金に184万6,000円の増額を計上しております。

次に、議案第76号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ157万5,000円を追加し、予算の総額を9,408万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、諸収入が157万5,000円の増額、歳出につきましては、総務費に20万5,000円の増額、医業費に137万円を計上しております。

次に、議案第77号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であ

りますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ535万4,000円を減額し、予算の総額を20億6,025万7,000円とするものであります。

介護保険事業勘定におきまして、歳入の主なものは、保険料が196万5,000円の減額、国庫支出金が351万6,000円の減額、県支出金が175万8,000円の減額、繰入金が188万5,000円の増額などとなっております。

歳出の主なものにつきましては、総務費が372万4,000円の増額、地域支援事業費が907万8,000円の減額などとなっております。

次に、議案第78号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出におきまして、総務管理費の予算を組み替えするものであります。

次に、議案第79号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」であります。収益的支出におきまして、営業費用の予算の組替えのほか、資本的支出では、配水施設改良費に1,250万円を計上するものであります。

次に、議案第80号「令和4年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」であります。収益的支出におきまして、事業費用の予算の組替えを計上するものであります。

次に、議案第81号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」であります。収益的支出の医業費用に295万4,000円を増額し、財源につきましては、収益的収入の医業外収益で295万4,000円の増額を計上するものであります。

また、資本的支出の建設改良費に400万円を増額し、財源については、資本的収入の企業債で290万円の増額、負担金で110万円の増額を計上するものであります。

以上、8議案につきまして御説明申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の8議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております8議案については、会議規則第38条第1項の規定に

より、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております8議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第20 議案第82号から日程第22 議案第84号～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第20、議案第82号「若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について」から日程第22、議案第84号「若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について」までの3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第82号から議案第84号までの3議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この議案第82号から議案第84号までの3議案につきましては、それぞれの施設において、指定管理の期間が今年度末で満了いたしますので、令和5年度からの指定管理の相手方の指定に関する議案を提出させていただいております。

指定管理者を指定させていただきます施設につきましては、「若狭町農村総合公園」を有限会社かみなか農楽舎に、「嶺南地域有害鳥獣処理施設」を夢源建築有限会社に、「若狭町みさき漁村体験施設」を学校法人金井学園にそれぞれ指定させていただきたいと考えております。

以上、3議案につきまして御説明申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(今井富雄君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております3議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております3議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

○議長(今井富雄君)

お諮りします。議案審査のため、明日11月30日から12月5日までの6日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、明日11月30日から12月5日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

(午前10時02分 散会)